

環境に 関すること

✉ アパートに住んでいます。市のごみカレンダーに沿ってアパートのごみ置き場に出していますが、そのとおりに回収されません。どうなっているのでしょうか。

アパートの場合、管理会社や大家さんがごみ収集業者と直接契約している場合があります。このような場合は、市の収集日とは違うことが考えられますので、管理者へご確認ください。また、分別の方法についてもアパート独自のルールがある場合もありますので、併せてご確認ください。(環境課)



✉ 生活雑排水のくみ取り料金について、平成19年4月までは945円だったのが、5月からは2,520円になりました。なぜ料金が変わったのでしょうか。

下水道法で「公共下水道の供用が開始された場合は、遅滞なく排水設備を設置しなければならない」、また「くみ取り便所が設けられている建築物を所有している者は、3年以内にその便所を水洗便所に改造しなければならない」と定められています。このことから、下水道が整備された地域にお住まいの皆さんについては、下水道によって排水処理をしていただくことが原則ですので、料金を区別しています。(環境課)

✉ 近所の野焼きの煙が気になるのですが…。

野 焼きについては、原則禁止となっています。市としても、ご連絡をいただくなどして野焼きを発見した場合は現地を確認し、直接指導をしています。また、農林業等で一部認められているものもありますが、その際にも、風向きや時間などを考慮していただくようお願いしています。ほかに、ゴミを燃やして困るという苦情もよくありますが、その都度対応をしていますのでご連絡をお願いします。(環境課)

✉ 近所の家に放置してあるごみが、風などで道路や自分の敷地に入り込んできます。

本 来ごみは、持ち主が管理するものです。ご近所で言いにくいということであれば、市役所からお願いすることもできますので、ご相談ください。(環境課)

✉ 犬の飼い方のマナー（放し飼いやフンの始末など）については広報もされていますが、猫による被害にも大変困っています。なんとかならないのでしょうか。

猫 については法的な規制がないため、市としても苦慮しているところです。現状として、原因がはっきりしているものについては、飼い主の皆さんに対応をお願いしています。先月発行された「広報お知らせ版」に猫の飼い方について記事を掲載しましたが、今後も広報などで呼びかけていきます。(環境課)

市ではさまざまな手段を通じ、市民の皆さんからご意見、ご要望などをお寄せいただいています。今回は、市ホームページのお問い合わせフォームを使用したご意見、ご要望について、多くの皆さんに関係すると思われる事項について、回答と併せてご紹介します。

お答えします みなさんの

声

声

声

声

声